

定額減税調整給付金

(所得税額と市・県民税所得割額が定額減税額に満たない場合の給付金)

支給対象者

定額減税できる額 > 所得税額 + 市・県民税所得割額の人を対象です。

※定額減税できる額

所得税額	納税義務者及び控除対象配偶者又は扶養親族1人につき3万円
市・県民税所得割額	納税義務者及び控除対象配偶者又は扶養親族1人につき1万円

支給額

支給額は個人ごとに異なります。

【計算方法】

定額減税額 - (所得税額 + 市・県民税所得割額) = 支給額 ※1万円単位で切上げ

【例】単身で所得税額5,000円、市・県民税所得割額6,000円の納税義務者の場合

定額減税額(所得税) 30,000円 - 所得税額5,000円 = 25,000円・・・①

定額減税額(市・県民税所得割) 10,000円 - 市・県民税所得割額6,000円 = 4,000円・・・②

① + ② = 29,000円 1万円単位で切上げし、支給額30,000円

手続きの方法

支給要件・口座情報
把握している人

- 7月中旬に通知
- 振込口座等に変更がない方は**手続不要**

支給要件のみ
把握している人

- 7月下旬に通知
- 口座記入等し返送
➡ **手続必要**

通知が届かない人

**お問い合わせ
ください**

お問合せ

東松山市総合会館 1階
給付金特設窓口 (平日8:30-17:15)

☎ 0120-292-223

※7/1(月)から8/30(金)まで開設

☎ 0493-21-1455

FAX 0493-24-6066

最新情報はホームページをご確認ください

